

令和5年 承認第10号

臨時代理の承認について

教育予算、その他議会の議決を経るべき議案に関する意見の申出について
教育長に対する事務委任規則（昭和60年三好町教育委員会規則第3号、以下
「事務委任規則という」）第3条により別紙の通り臨時代理したので、事務委任
規則第4条により報告し、承認を求める。

令和5年12月21日提出

みよし市教育委員会

教育長 増岡潤一郎

臨時代理書

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、次のとおり市長からの意見を求められたため、同意することについて、緊急を要し、かつ、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないので、事務委任規則第3条の規定により、臨時に代理する。

令和5年12月15日

みよし市教育委員会

教育長 増岡潤一郎

1 臨時代理の内容

令和5年度みよし市一般会計12月補正予算（教育費）

2 提出議案

別紙のとおり

令和5年度 12月定例議会補正予算(教育費関係)事業概要(案)

歳出

款	項	目	小事業	補正予算額	主 な 事 業	所 属
10 教育費	07 学校給食費	給食センター費 01	給食調理等委託業務	0 千円	①給食調理等業務委託(財源更生) ・補助金充当及び給食費無償化による財源更生 重点支援地方交付金	(国庫支出金) 43,524 千円 (諸収入) △65,501 千円 (一般財源) 21,977 千円 学校給食センター
歳 出 計				0 千円		